

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成29年1月12日（木）17:27～17:41
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|----|-------|-----------------------|
| 委員 | 鈴木 亘 | 学習院大学経済学部経済学科教授 |
| 委員 | 原 英史 | 株式会社政策工房代表取締役社長 |
| 委員 | 八代 尚宏 | 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授 |

<関係省庁>

- | | | |
|--|-------|--------------------|
| | 石崎 和志 | 国土交通省住宅局建築指導課長 |
| | 藤原 健二 | 国土交通省住宅局建築指導課企画専門官 |

<事務局>

- | | | |
|--|-------|-------------------|
| | 藤原 豊 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| | 坂井 潤子 | 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 歴史的建築物の活用のための建築基準法の適用除外の措置について
- 3 閉会

○事務局 お待たせして申し訳ありませんでした。

国土交通省に来ていただいております。案件としましては、「歴史的建築物の活用のための建築基準法の適用除外の措置について」というところをございまして、元々特区提案として、今から4年前、2013年の提案がありまして、日本経済再生本部の決定を受けまして議論をしていただきまして、特区からの提案が全国措置、建築基準法の特例ということで実現しましたけれども、今回、その歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォースの中間取りまとめというものが昨年末に出ましたが、その中で国土交通省で建築基準法の改正、歴史的建造物に関する建築基準法適用除外の条例の制定・活用に関するガイドラインを策定するというので資料にも書いていただいておりますので、この点につきまして、特区との関連ですとか特区提案を受けて実現したこれまでの特例との関連ですとか、これからガイドライン策定に当たってどのように一緒に協力してやっていくとか、そういう点につきまして、国土交通省のお考えを御説明いただくということでお願いできれば

と思っております。

八田座長は本日御欠席ということでございますので、鈴木先生、司会進行をお願いいたします。

○鈴木委員 大変お待たせをいたしまして、お忙しいところ、ありがとうございます。

それでは、意見交換という感じになると思いますので、どうぞ御説明をよろしく願いいたします。

○石崎課長 国土交通省の建築指導課長でございます。石崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、我々は歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォースが、これは政府全体として開かれてございますが、その中の1項目で、建築基準法の関係について、建築基準法の適用除外の条例の制定・活用を進めるということを我々としてもテーマに思っておりまして、これを進めるということを年末にこのタスクフォースに報告をさせていただきました。その内容の説明ということで、今日はリクエストをいただいております。

この歴史的建築物の活用は、ここの中の1項目だけです。「歴史的建築物の活用促進に向けた建築基準に関する取組方針」でございますが、2ページを見ていただけますでしょうか。建築基準法の規定は「現行制度の概要」と書いてあるところがございますけれども、国宝や重要文化財等に関しましては、元々建築基準法は適用除外されてございます。自治体が指定する文化財とか、別に文化財に限らず、地域において歴史的価値のある建築物につきましては、条例により、現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物については、建築審査会の同意を得て適用除外可能となっておりまして、これは実は、平成4年に改正されているものでございます。適用除外について建築審査会の同意が必要なのですけれども、これを基本的に建築物個別ごとに行う、これは原則ではあるのですが、自治体においてあらかじめ包括的な同意基準みたいなものを決めた場合については、建築審査会の個別の同意を不要とすること、こういう運用をしている他の条文もございましたので、国家戦略特区でこれは可能であることを明確にすべきという御指摘をいただきまして、平成26年にこれを出ささせていただいたものでございます。これに関連しているということで、今回はお呼びいただいたものだと思います。

まず、このページの説明をさせていただきますけれども、元々この包括同意というよりも、この3条の適用除外の運用状況なのですけれども、現在七つの自治体において独自条例を制定してございます。ただ、実際問題として建築基準法の適用除外としている事例は今は3自治体11件、京都市が一番本格的に自分で基準を作られて取り組んでいらっしゃる。京都市が今は増えつつある。神戸市とか横浜市は、煉瓦造りのこういう建物というのを、個別のものを抜きたくて作っているところがありますので、淡々と少しずつになっているということでございます。

もちろんこういう形の条文、さらに6自治体、我々が聞いている範囲でございますけれども、小田原市ですとか藤沢市ですとかで条例の設定を検討中と聞いてございます。元々

これは平成4年に作られて、基本的にはあまり宣言することなく、地方公共団体も、ある意味では自分たちがどうしてもこの建物を残したいというものについては、比較的自由に頑張ってくださいということですが、あまり我々のほうも制限を付けないでやってきたのですけれども、中々あまりこういうものが進まない。聞いていると、自治体も結構孤軍奮闘しているという状況だとお聞きしておりますので、まず、包括同意云々という以前に、そもそもこの条例について、どうも孤軍奮闘しているということでございます。結局、指定しようとするすと、地元で本当にこれは安全なのですかみたいなことをどうしても言われるというのがありますので、やはり技術的なよりどころがないと。京都市などはある意味では技術的よりどころを御自分でお作りになりましたので、そういう例を少し我々としてもきちんと支援をする必要があるのかなと。

あと、包括同意に関しましては、包括同意ですと、ある程度パターン化を実はする必要があります。パターン化するとすると、言ってみれば、小さい自治体だとあまりパターン化することもいけないということもございますので、これを事例の共有みたいなものを進めれば、ある程度そういうパターン化みたいなものがしやすいのではないかと、この2点からと考えてございます。

1 ページ目に戻っていただきまして、条例の制定・活用の促進ということで、今の段階ではまだまだ自治体も進んでいないということですので、まず、我々としては、それぞれ孤軍奮闘している自治体をきちんとつなぐということも大事かと思ひまして、自治体と我々国、それと建築の専門家、具体的には建築士会とかになるのですけれども、そういうところでやはりこういうものは大事だということで個別に相談とかをやっている技術者の方もいらっしゃいますので、場合によってはそういう方たちにアドバイスをいただくという形で、こういう連絡会議を開いて、まず、事例の共有をする。建築の専門家にも入っていただいてアドバイスを。この適用除外に関する条例の制定・活用に対して、古い歴史的建築物といっても、明治時代のような煉瓦建築とか農家とか京都の町家とか、色々なパターンがあるので、あまり共通のものは非常に作りにくい分野ではあるのですが、できる限りそれをやりやすくするような、何らかのバックボーンになるようなガイドラインを作成したいと考えてございます。そういうものができれば、連絡会議以外の自治体にも広くこんなものがありますよということを周知することでこれを進めていくことが可能になるのではないかと、これを段階的に進めていこうと考えているところでございます。

右のほうは、この3自治体の話とは別に技術基準の合理化ということで、我々も今まで伝統建築物について、どうしても安全と両立というところが必要になりますけれども、例えば、伝統的な構造の要素で、本当は性能があるのだけれども、今の建築基準法の中で評価してくれていないという声があったものですから、順次実は取り組んでいるところでございます。ここにありますように、伝統的工法の土塗り壁でも防火性能が十分取れるものであるのではないかと、そういうものについて評価をして位置付けたりとか、最近ですと、いろいろです。いろいろに関して、火気使用室は火が出たときにすぐに着火しますので、一定

の内装の制限がかかりますけれども、いろりに限れば、火の場所が非常に限定的で火力も限定的なものですから、いろりであるならば、その範囲みたいなものも割と置いてある建物は大きなものですから、結構限定できるのではないかとということで、いろりの緩和とかそういうものやってきました。

こういうのは、我々はこういう連絡会議をやったり、事業者の方とお話しするために、前広に相談窓口を設けてお聞きして、必要なものについてはどんどん取り組んで、安全性の基準を追加していきたいと考えているところでございます。

我々もこれはいろりの話とかはやったのですけれども、事業者の方に今回話を聞くと、知らないと言われてしまいました、そうか、作ったものがピンポイントで届いていないのだなということがございましたので、それはきちんとお届けするということをやりたいと考えてございます。

我々のほうとして、今取り組んできているところは、以上でございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。

それでは、委員の先生方から御意見等々ございましたら、いかがでございましょうか。

○八代委員 要するに、いろりも典型的ですが、昔からそれなりに安全だから続いてきたものを今の建築基準法では一種違うというものを評価しようと、伝統ということですね。分かりやすいのですが、これは今あるものについて適用されるので、新たに造るのはダメなのですか。

○石崎課長 この3条で、建築基準法の全部を抜きますというのは、要するに、現状というかそのままにしますという話ですので、これは今のものです。

ただ、この技術基準、さらなる合理化のほうは当然新しいものでもできます。

○八代委員 昔、掛川市かどこかで、構造改革特区でお城を木造で昔と同じように造りたいと、それがダメだと言って、コンクリートでやれと言われて、それを特区か何かで抜いたのですが、そういうものも可能なのですか。

○石崎課長 お城も、建築基準法に38条という条文がありまして、要するに、個別に中身を確認して、大丈夫だというものについては認定ができるという条文があります。過去にお城を復元するときはそれでやってきました。ただ、逆に2000年のときに規制改革の関係で、あまり丸抜きする条文はおかしいのではないかと、国として権限が大き過ぎるのではないかと、一回実は廃止しましたけれども、やはり民間から復活してほしいと強い声がありまして、つい最近に実は復活したということでございます。今の段階で、お城をという話はないですけれども、お城みたいな話があれば、その条文を活用していくと。

○八代委員 武家屋敷だって、後にゼロベースで造るというのも構わないということですね。

○石崎課長 構わないです。

○八代委員 言ってみれば、お寺などはみんな建築基準法違反ですね。

○石崎課長 いや、そうではないですよ。

○八代委員 そうでもないのですか。だって、五重塔なんて明らかに木造建築の制限を超えていますね。

○石崎課長 重要な伝木みたいな、こういうものは逆に特別扱いするしかない。要するに、街中にあれがあるとやはり危ないと思うのです。山の中にぼつんと1個あるから、いいのではないかと、そういう特別扱いをしましょうというのがこの3条の条文になるのです。

○八代委員 分かりました。

○鈴木委員 そうすると、ガイドラインの方向性としては、まずは、知らない人が多いので、周知徹底しましょう。

それから、色々なパターンとか事例を知らないのだから、連携してそういう情報共有をしましょう。アドバイスをしてくれる専門家などを置いておいて、オーソライズしてもらいましょう。

そうすると、自治体としては、責任転嫁ができるというか。

○石崎課長 最後の責任はちょっと分からないですけども、できるだけ。

○鈴木委員 責任転嫁というところちょっと言い過ぎですけども、ある程度シェアできるということですね。

もう一つ、自治体としてすごく不安なのは、安全ではないというか、何かあったときの責任を全部かぶらなければいけないというのが多分すごくネックなので、こういう仕組みを作っていただくと、ガイドラインとかにのっとっていますとか、専門家が一応チェックしていますとか、国土交通省に申し立てたらいいいと言ったとか、そういうのはすごく動かしやすいと思うのですけれども、何か起きたときに、価値がすごい高いわけです。文化財ですからね。だから、その費用がすごく発生するということも多分ネックというか、タッチしたくないと思う気持ちの中にあると思うので、私の一つの提案は、全国の保険みたいなものを各自治体ではそれは作れないと思うのですけれども、何かそういう事例が全国で広がるのであれば、一種の保険みたいなものを作ってあげるというのも一つかなと思ったのですけれども、いかがですか。

○石崎課長 端的に言うと、火災保険はおそらく一般的に使えると思うのです。

でも、料率がどうなっているか我々もよく分からないのですけれども。

○鈴木委員 その火災保険でカバーできる以上のもののような気がしなくもないのですけれどもね。オンリーワンのものですからね。

○石崎課長 確かに、それが火災の料率に乗るのかどうかというのは我々も分かりませんし、本当に伝統的なものは、再建しようとするとき非常に多額の金がかかりますのでね。

○鈴木委員 無理ですね。

○石崎課長 正直そういう意味では、もちろんこういう形で抜くのですけれども、今回の糸魚川市もそうでしたけれども、毎年のように割と歴史ある建物は必ず燃えてなくなっていますので、やれることは両立させながらやっていただくというのは、基本の原則ではあるのだろうなど。むしろそれが文化財を守ることだろうと思います。

ただ、それで価値がなくなってしまっただけでは意味がないので、そこを何とかうまく両立させていくような、技術的に安全というものについてはどんどんやっていきますし、残すというものについては、一定のこういう形で、言ってみれば、ここも丸抜きしていいですよというよりも、この建物を残すためにこういうことならできるのではないですかという話を含めて提案させていただくということかと思います。

○八代委員 国ができるのは再保険ですね。

でも、それは自動車と違って、こういうものに造るというのはかなり難しいですね。

○鈴木委員 それでは、どうもありがとうございました。